

(第六類 第二十一號)

第七十六回 帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律案
衆議院 (米穀ノ應急措置ニ關スル件)

昭和十六年二月十七日(月曜日)午前十時二
十七分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 村上 國吉君

理事岡田喜久治君 理事吉植 庄亮君

理事成島 勇君 理事松浦 伊平君

池田七郎兵衛君 石井徳久次君

石坂 繁君 小笠原八十美君

小串 清一君 大石 大君

長野 綱良君 北勝太郎君

北村 文衛君 小平 重吉君

坂下仙一郎君 須永 好君

鈴木 文治君 土田 莊助君

坪山 德彌君 松田喜三郎君

三善 信房君 服部 岩吉君

渡邊 健君

同日委員吉田賢一君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ大石大君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 石黒 忠篤君

出席政府委員左ノ如シ

農林省總務局長 周東 英雄君

農林省農政局長 岸 良一君

食糧管理局長 湯河 元威君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農地開發法案(政府提出)

○村上委員長 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマ
ス、農地開發法案ヲ議題ニ致シマス、先づ
農林大臣ノ御説明ヲ求メマス

○石黒國務大臣 農地開發法案ノ提案理由
ニ付キマシテ御説明申上ゲタイト思ヒマス、
主要食糧等ノ自給強化ノ方策ヲ確立致シマ
スコトノ急務デアルコトハ、御承知ノ通り
デゴザイマシテ、食糧問題ノ重要性ニ關シ
マシテハ、先般當院ニ於テ御決議ニナリマ
シタコトノ御趣旨モ、全ク其ノ重大性ヲ御
認メニナツク結果デゴザイマセウト存ジマ
ス、其ノ實行ニ當リマシテハ、應急ノ對策
ト又長期ニ亘リマスル方策ト兩方考ヘテ參
ラナケレバナラスト存ジマスノデ、長期ニ
亘リマスル内外地及ビ日滿支ヲ通ズル綜合
的計畫ニ基キマシテ、將來ノ人口增加等モ
考ヘマシテ、國民經濟ノ圓滑ナ運營ニ資シ
ノ點ニ關シマシテ、將來ト致シマシテハ各地
域ニ於テ十分ニナシ得ルヤウニ、ソレト
計畫的增產ヲ圖ル必要ガアルト考ヘテ、此
ノ計畫ニ於テ十分ニナシ得ルヤウニ、ソレト
テ進ミタイト考ヘテ居リマス、内地ニ於キ
マシテハ外地、外國等ニ對シマスル依存程
度ヲ成ベク少カラシムルト云フコトガ、國
際關係ノ極メテ非常ナル狀態ニ陥ルコトナ
キヲ保セザル狀態カラ考ヘマシテ、極力内
地ノ增產ヲ行フコトガ必要ダト確信ヲ致シ
マシテ、其ノ自給ノ程度ヲ強化スルヤウニ
致サナケレバナラスト考ヘルノデアリマス、
サウ致シマスルト、國土ノ中ニ於キマシテ
切ナコトニ相成ルノデアリマス、之ニ關シ
致シタ次第デアリマス

○石黒國務大臣 農地開發法案ノ提案理由
ニ付キマシテ御説明申上ゲタイト思ヒマス、
主要食糧等ノ自給強化ノ方策ヲ確立致シマ
スコトノ急務デアルコトハ、御承知ノ通り
デゴザイマシテ、食糧問題ノ重要性ニ關シ
マシテハ、先般當院ニ於テ御決議ニナリマ
シタコトノ御趣旨モ、全ク其ノ重大性ヲ御
認メニナツク結果デゴザイマセウト存ジマ
ス、其ノ實行ニ當リマシテハ、應急ノ對策
ト又長期ニ亘リマスル方策ト兩方考ヘテ參
ラナケレバナラスト存ジマスノデ、長期ニ
亘リマスル内外地及ビ日滿支ヲ通ズル綜合
的計畫ニ基キマシテ、將來ト致シマシテハ各地
域ニ於テ十分ニナシ得ルヤウニ、ソレト
計畫的增產ヲ圖ル必要ガアルト考ヘテ、此
ノ計畫ニ於テ十分ニナシ得ルヤウニ、ソレト
テ進ミタイト考ヘテ居リマス、内地ニ於キ
マシテハ外地、外國等ニ對シマスル依存程
度ヲ成ベク少カラシムルト云フコトガ、國
際關係ノ極メテ非常ナル狀態ニ陥ルコトナ
キヲ保セザル狀態カラ考ヘマシテ、極力内
地ノ增產ヲ行フコトガ必要ダト確信ヲ致シ
マシテ、其ノ自給ノ程度ヲ強化スルヤウニ
致サナケレバナラスト考ヘルノデアリマス、
サウ致シマスルト、國土ノ中ニ於キマシテ
切ナコトニ相成ルノデアリマス、之ニ關シ
致シタ次第デアリマス

委員會議錄(速記)第六回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
農地開發法案(政府提出)(第八〇號)

(一八八)

第六回

號)

居リマスヤウニ、開墾ノ初メト云フモノハ
中々算盤等ニ於テハ取リニクイ事情ガ澤山
アルノデアリマス、是ガ漸次ニ良好トナリ
マシテ、今日ノ國內食糧給源ヲ立派ニ形ヅ
クツテ居ルヤウナ次第アルノデアリマス、
ソレ等ノ點ヲ考ヘマシテ、主要食糧ノ需給
事情ト增產可能程度ヲ考慮致シマシテ、茲
ニ增產計畫ノ見地カラ致シマシテ本案ヲ立
テマシタ次第デアリマス、即チ米穀ニ於キ
シテハ、昭和十六年乃至昭和二十七年ヲ第
一期計畫ト致シマシテ約千百万石、麥類ニ
於キマシテハ、昭和十六年乃至昭和二十八
年ヲ第一期計畫ト致シマシテ約千二百万石
ト云フ目標ヲ置イテ居ル譯デアリマス、而
シテソレトシ増產ノ第一期計畫ノ完了後ニ
於キマシテハ、米穀約八千二百万石、麥類
約一千五百万石ノ生産ヲ確保スルコトニ致
シタコト云フ計畫デゴザイマス、此ノ增產
計畫ヲ達成致シマスル爲ニハ、先程申上ゲ
ス

第二ハ是等ノ農地ノ造成又ハ改良ヲ促進
スル爲ニ、農地開發營團ナル特殊法人ヲ設
立致スコト致シマシテ、之ヲシテ國家的
見地ニ於キマシテ農地ノ開發ヲ計畫的ニ行
ハシムルコトト致シタノデアリマス

第三ハ右ノ農地開發營團ノ資本金ヲ三千
万圓ト致シ、内千五百万圓ハ政府ガ出資ヲ
スルコトト致シマシテ、他ノ千五百万圓ハ
民間ヨリ出資ヲ求メタイト存ジテ居リマス、
而シテ其ノ出資ニ對シマス利益ノ配當ハ、
勅令ヲ以テ定メル率ヲ超エルコトヲ得ナイ

コト致シマシテ、政府ニ對スル出資ニ對
シマシテハ配當ヲ減額シ、又ハ之ヲナサザ
ルコトヲ得ルモノト致シテ居ルノデアリマ

ス

第四ハ本營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限
發ニ關スル事業ヲ促進スルコト致シマシ
テ、特殊ノ法人デアリマスル農地開發營團
ヲ設立致シマシテ、國家ノ十分ナ監督ノ下
ニ於テ農地ノ造成及ビ改良事業ヲ計畫的ニ
遂行セシムルト共ニ、開墾其ノ他農地開發

地方債並ノ取扱ヲ受ケルコト致シマシテ、
リ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得セシメ
マシテ、此ノ債券ハ租稅ノ關係ニ於キマシテ
其ノ元利支拂ニ付キマシテハ、政府ハ之ヲ
保證ヲ致スコト致シタノデアリマス

尙ホ本農地開發營團ノ行ヒマス事業ノ本質
ニ鑑ミマシテ、補助金ノ交付、土地收用權ノ
附與、稅法上ノ特典ノ供與其ノ他適當ナル

助成方法ヲ執ルコト致シ、經營ヲ容易ナ
第六類第二十一號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第六回 昭和十六年二月十七日

リマス、實際考へテ見マシテモ、例へバ甘諸ヲ作ルノニ、一反歩甘諸ヲ作ツテドノ位
諸ヲ作ルノニ、一反歩甘諸ヲ作ツテドノ位
手間ガ要ルカト云フト、私ノ地方デハ約
十八人手間ガ要ル、水稻ヲ作ルト二十一人
半乃至二十三人位ノ手間ガ要ル、陸稻ヲ作
ルト二十五人位ノ手間ガ要ル、反當收穫カ
ラ云フトドンナ風ニナルカト云フト、是ハ
栃木縣農會ノ統計ニ依ルト一反歩百四圓三
十錢ニナルサウデアリマス、芋ヲ作ツテモ、
手間ヲ掛ケズニ、肥料モ米ノ半分シカ掛ケ
ヌデ、ヨリ以上ノ收穫ガアル、煙草ヲ作ル
ト二百圓カラ三百圓ニナル、野菜ヲ作ツテ
モ二百圓前後ニナルト云フコトデ、米ヲ作
ルコトハ一番農村トシテハ割ガ惡イト云フ
ヤウナ空氣が滲ミ込ンデ居ルコトハ事實ダ
ト思ヒマス、ソレデ農村トシテ一番恐レテ
居ルコトハ何カト言フト、風水害又ハ病蟲
害ノ災害デアリマス、ソレニ對シテ政府ハ
農村ニ農業保險ヲ實施シテ下サイマシテ、
之ニ對シテハ農民トシテハ非常ニ期待ヲ以
テ是ガ實施ヲ望ンデ居タノデアリマスガ、
併シ實際ニ行ハレテ見マスルト、農村ノ期
待トハ可ナリ隔リガアルノデアリマス、今
マデノ自由主義機構ノ下ニ於テハ、米ガ不
作デ收穫ガ少カツタ場合ニハ、米ノ値段ガ
上リマシテ、其ノ損害ヲ消費者ガ負擔シテ
吳レタノデアリマス、現在ノヤウニ米ノ値
段ガ一定シマシテ、政府ガ米ヲ國家管理ニ
スルヤウニナリマシタ以上ハ、此ノ損害ニ
對シテ、今マデノ農業保險ガヤツテ居ツタ
ヤウナ考へト別ナ考へデ、之ニ對シテ臨ン
デ行カナケレバナラスデヤナイカト思フノ
デアリマス、之ニ對シテ政府ハドンナ御考
ヘヲ持ツテ居ラレルカ、御伺ヒシタイト思
ヒマス

○石黒國務大臣 只今渡邊サンノ御尋ネノ
米作農家ノ經濟ノ問題ニ關シマシテハ、今
期ノ議會ニ於キマシテ、當委員會ニ於テモ、
又外ノ場合ニ於テモ、屢々米價ノ問題ガ論
議ニ上リマシテ、御同様ノ御意見ヲ伺フノ
ニアリマス、又議會以外ニ於キマシテモ、
私共農村方面カラ始終聞イテ居ルノデアリ
マス、米ヲ作ルノガ外ノモノヲ作ルノヨリ
モ採算上餘程不利益ニナツテ居ルト云フヤ
ウナ具體的ノ事例ハ、私共モ承認セザルヲ
得ナイモノガアルノデアリマス、是等ハ能
ク米價ト其ノ他ノモノトノ價格ノ均衡ノ上
ニ於キマシテ、十分ニ考慮ヲ致サナケレバ
ナラヌモノガアルト私モ認メテ居リマスノ
デアリマス、將來慎重ニ考慮致シマシテ、
善處致シタイト云フコトヲ其ノ折ニ何時デ
モ申上げテ居ル譯デアリマス、左様御承知
ヲ願ヒマス

○渡邊委員 私ノ御伺ヒシタノハ農業保險
ノ問題デアリマスガ、政府ハ今マデノヤウ
ナ考ヘデヤハリ農業保險ヲ實施シテ行カレ
ルノカドウカ、今マデハ、先程モ申上げマ
シタヤウニ、災害ノ爲ニ不作デアツタ場合
ニハ、其ノ米ガ値ガ上ル、詰リ消費者ガ農
民ノ損害ヲ負擔スルヤウナ形ニナツテ居ツ
タノデス、今度ハ米ノ値ヲ一定シテ置イテ、
之ヲ國家管理ニスルト云フコトニナルト、
農業保險ニ對スル政府ノ考ヘモ、今度ハ消
費者ノ側ニ立ツテ考ヘテ行カナケレバナラ
スノデヤナイカト思フノデス、詰リ今少シ
幅ノ廣イ保険金ノ増額ト云フヤウナコトヲ
シナクチヤ農村トシテハ非常ニ困ルノデヤ
ナイカ、例へバ水稻ガ旱害ニ遭ツタ、併シ
今マデハ二石穫レタノガ一石シカ穫レナカ
ツタ場合ニハ、其ノ値ガ上ツテ農村トシテ

ハ幾ラカ救ハレタノデアリマス、今度ハ値
ガ上ラナイノデアリマスカラ、ソレヲ保険
ガ方デ何トカ考慮シテヤル御考ヘハナイカ
ドウカト云フコトデアリマス

○石黒國務大臣 御答ヘ致シ漏レマシテ甚
ダ相濟ミマセヌ、能ク分リマシタ、農業保
險ノ從來ノ實行ノ上カラ申スト云フト、不
作ノ時ニハ大體ニ於テ例外ナク米價ガ上ル
ノデアリマス、其ノ場合ニ於ケル一方ノ損
失ハ或ル部分米價ノ騰貴ト云フコトニ依ツ
テ消費者ノ負擔ニ轉嫁ラスルコトガ出來ル
ト云フ、サウ云フ事情ノ下ニ於ケル制度デ
アツタノガ、今度ハ米價ノ制度ガ變ツタカ
ラ、保険ノ制度ノ上ニ於テ影響ヲ持ツテ來
致サナケレバナラヌ點考ヘマス、ソレヲドウスルカト云フ御尋
ルト思フガソレヲドウスルカト云フ御尋
ネデアリマス、御指摘ノ點ハ確カニ考慮ヲ
致サナケレバナラヌ點考ヘマス、ソレヲド
ウ云フ風ニシテヤル意圖ヲ持ツテ居ルカト
云フコトハ、只今何等決マツタ考ヘヲ持ツ
テ居リマセヌ、十分ニ考ヘマシテ、適當ナ
方法ヲ執リタイ、或ハ制度ヲ變ヘルナリ、
其ノ他ノ方法ヲ執ルト云フコトニ付テ、考
慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○渡邊委員 此ノ問題ハ米ノ値段ヲ上ゲル
カ、或ハ据置クカト云フコトト非常ニ關係
ヲ持ツモノダト思ヒマスガ、能ク御研究ノ
上適當ニ善處シテ戴キタイト云フコトヲ御
願ヒ申上げマス

○渡邊委員 此ノ問題ハ米ノ値段ヲ上ゲル
カ、或ハ据置クカト云フコトト非常ニ關係
ヲ持ツモノダト思ヒマスガ、能ク御研究ノ
上適當ニ善處シテ戴キタイト云フコトヲ御
願ヒ申上げマス

○周東政府委員 御話御尤モデアリマス、
一寸附加ヘテ申上ゲマスガ、只今ヤツテ居
リマスノハ、所謂農業保險ト申シマシテ
モ、御承知ノヤウニ收穫保險的ナコトヲ
ヤツテ居リマスノデ、大體ガ共濟制度的
ニ、一定ノ限度以上ノ收穫ガナカツタ場
合ニハ、二十圓ヲ最高限度トシテ、一定
ノ見舞金程度ノモノヲヤルト云フヤウナ
形ニ出來テ居ルノデアリマス、隨テ未ダ積
立金等モ十分造成出來ナイ當初ニ於キマシ
テ、斯ウ云フ風ナ大キナ旱害が出マシタ
ノデアリマスカラ、自ラソコニ見舞金ト
シテ出ス金ノ少クナツテ參ツタコトハ、
甚ダ氣ノ毒ニ堪ヘマセスガ、ソレ等ニ對シ
マシテハ政府ニ於キマシテモ或ル程度ノ助
成金ヲ出シマシテ、ソレニ付ズルト云フコ
トニナツテ、幾分ノ金ガ豫算ニ含マレテ居
リマス、ソレデ御承知ヲ願ツテ置キタイト
思フノデアリマスガ、陸稻共濟制度ヲ布ク
ト致シマシテモ、第一類ノ取扱トシタラド
ウカト云フ問題デアリマス、ソレニ付キマ
シテハ、陸稻以外ノ問題モアリマシテ、餘
程慎重ニ考ヘナケレバナラスモノデアラウ
ト思ヒマス、陸稻ハ御承知ノヤウニ、出來
ル時ニハ非常ニ良ク出來マスガ、一タビ旱
害デモアリマスト、全ク收穫皆無ニナルヤ
ウナ、非常ニ危險性ノ多イモノデアリマス、
サウ云フモノヲ入レバ入レル程此ノ共濟
制度ノ實施ガ難カシクナリマスノデ、ソコ

ソレニ對シマシテハ出來ルダケノ努力ヲ致シマシテ供給ヲ餘計ニ致スヤウニ努メ、又注意モ十分ニ要望ヲ致シマシテ、精神力ノ發揮モ十分ニ注イデ參リタイト考ヘテ居リマス、石モ餘計ノ増産ヲ圖ルト云フコトニ不斷ノ努力ヲ注イデ參リタイト考ヘテ居リマス、其ノ結果ハ、目標ト致シテ居リマス所ヲ完全ニ達成ヲ致スト云フコトハ、天候ノ關係其ノ他惡條件ノ關係デ出來ヌカモ知レマセヌケレドモ、目標トシテ進ム所ハ、相變ラズ其處ニ置キマシテ十分ノ努力ヲ盡シタイ、斯ウ云フ考ヘデ居ルノデアリマス

○渡邊委員 農民トシマシテハ、ヤハリ政府ノ意圖ヲ體シテ一生懸命指導モシ勵イテ居ルト思ヒマス、併シ政府ガ本當ニ考ヘテ企圖シテ居ルコトガ、農村ノ隅々マデ行ツテ居ルカト言ヒマスト、私ハ可ナリ疑ハシト思フノデアリマス、軍隊ノヤウニ司令官ノ意圖ガ一兵卒マデ行クヤウニ、ズツト隅々マデ通ツテ居ナイト云フノガ現在ノ狀況デアルト思ヒマス、政府ハ一ツデアリマスガ、政府ノ命令ナリ指導方針ナリガ縣へ行キ、或ハ縣農會或ハ產業組合ニ行ク、サウシテソレガバラ／＼ニナリ、至メラレテ農家一戸々々ニ行クト云フヤウナコトガ現狀デヤナイカト思フノデアリマス、農村ノ色々ノ團體ヲ統合スルト云フ話デ、私共非常ニ期待ヲ持ツテ見テ居タノデアリマスガ、今議會ニソレガ提案ニナラナカツタノハ洵ニ遺憾デアリマスガ、併シ是ハ農林大臣カラ何時カ、非常ニ混亂スル虞ガアルカラト云フヤウナ御話デアリマシタ、併シコシナ命令トカ、指導方針トカ、或ハ下カラノ報告トカラノ云フヤウナモノヲ、今少シ統一スルコトが必要デヤナカト思フノデアリマス、何カ農會、產業

○石黒國務大臣 只今渡邊サンノ御指摘ノ
點ハ非常ニ大事ナコトト考ヘルノデアリマ
ス、御話ノヤウニ農林關係ノ團體ノ統合等
ニ關シマシテハ努メテ參ツタノデアリマシ
タガ、今回ハ之ヲ提案スルニ至ラズシテ終
ツタノデアリマス、其ノ事情ハ申上ゲタヤ
ウニ、色々現下ノ急迫シタ事情ニ應ズル爲ニ、
ハ、却テ手續上色々混雜ノ生ズルコトヲ避
ケタイト云フ考ヘデアリマス、是ハ寧ロ積
極的ニ現下ノ急迫シタ事情ニ應ズル爲ニ、
統合ニ着手スルコトヲ控ヘタノデアリマスカ
ラ、精神ハ御話ノヤウニ色々ナ團體其ノ他
ノ機關が分レテ居ツテモ、現下ノ時局ニ即
應スルヤウニ、一團トナルト云フコトガ根
本精神ナノデアリマスカラ、其ノ精神ニ本
ヲ置キマシテ、機構ハ現存ノ儘デアルガ、
ソレヲ制用致シマシテ、シツカリト一團ト
ナツテヤツテ行クト云フコトデ話合ヒヲ付
ケテ参リタイ、是ハ議會デモ濟ミシタナ
ラバ速カニ各團體ニ呼掛けマシテ、御指摘
ノヤウニ密接ナ連絡ヲ執リマシテ、一團ト
ナツテヤツテ行クト云フコトニ進ミタイト
云フ、固イ覺悟ヲ持ツテ居リマス

○石黒國務大臣 農業技術員ニ對シマスル待遇ノ問題ノミナラズ、精神的ニ之ニ對シテ獎勵優遇ノコトヲ十分ニ考慮シテ、何等カ適當ノ方法ヲ講ジタイト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス

○渡邊委員 最後ニ一ツ御伺ヒ致シマスガ、管理米ハ全部玄米ヲ以テ充テラレルコトニナツテ居リマス、私ノ茨城縣デハ、殊ニ舊水戸領デハ古クカラノ習慣デ、粳ヲ以テ取引カラ何カラ總テヤツテ居ツタノデアリマス、ダカラ玄米ニスルト云フコトニナルト、設備其ノ他ノ點ニ關シマシテ、又玄米ニスル手間ヲ省イテ、他ノ職業ニ、或ハ他ノ方ニ出稼ギスルト云フコトデ、其ノ勞力ヲ他ノ方面ニ向ケテ居ルノデアリマス、所ガ現在ドウシテモ全部玄米ニシナケレバナラヌト云フコトニナツテ、非常ナ不便ヲ感じテ居ルノデアリマス、是ハ茨城縣バカリデハナイト思ヒマス、他ニモコンナ習慣ガアルト思ヒマス、粳デ貯藏シテ置クト云フヤウナコトモ、水戸ノ古クカラノ研究ニ依リマスト相當利益モアルコトナノデアリマス、併シ現在マデソンナ風ノ習慣ガアツタ地方ハ、便宜縣内消費ダケデモ粳デ出スコトニ差支ヘナイヤウニスル御考ヘガアルカドウカ、此ノ點ヲ一寸伺ヒタイト思ヒマス

○石黒國務大臣 御承知ノ通リニ、米穀ノ國家管理ヲ強度ニ進メマシタコトハ此ノ十
一月カラノコトデゴザイマスノデ、マダ此
之ヲ優遇シテヤルト云フコトガ必要ヂヤナ
イカト思フノデアリマス、此ノ點ニ對シテ
何カ御考ヘガアリマスカドウカ

ノ制度モ新タニ着手ヲ致シマシテカラ間モ
ナイノデアリマス、隨ヒマシテ色々ノ點デ
急ヲ要シマシタガ爲ニ、改善ヲ致スペキ餘
地モアルト考ヘマス、御話ノヤウナ糧取引
ノ行ハレテ居ル地方モ、或ハ長野縣デアル
トカ、山梨縣デアルトカ云フヤウニ、渡邊
サンノ御地方ノヤウナ慣行ノアル所ガボツ
ボツアルヤウニ承知ヲシテ居リマス、ソレ
等ノ地方ニ對シマシテドウ云フ風ニスルカ
ト云フコトハ、是ハ十分ニ研究ヲシテ、出來ル
ダケ便宜ノヤウニ考ヘタイト思ツテ居リマ
ス、御話ノヤウニ、若シ長ク貯藏スルト云
フヤウナ點カラ考ヘマスレバ、或ル程度ノ
糧ノアルト云フコトモ國家ノ管理米ガ多量
ニナリマスル際ニ於テハ、考慮ヲ致シマシ
コトカト考ヘテ居リマスノデ、十分ニ考ヘ
マスガ、唯差當リ急行致サナケレバナラス
必要ニ迫ラレテノ國家管理制度ト致シマシ
テハ、國ノ大部分ニ行ハレテ居リマス玄米
取引ト云フコトニ原則ヲ置キマシテ、ソレ
デ取敢ズ制度ヲ行ツテ行クト云フ以外ニ方
法ガナカツタ譯デアリマスルカラ、是等ノ
點ハ今後管理制度ノ運行ノ進ミマスニ連レ
マシテ、十分ニ考慮致シタイト考ヘテ居リ
マス

トシテ居ルトハ言ハレスト思フノデアリマス、今回ノ營團モ亦營利ヲ目的トシテ居ルモノデハナイト云フ御説明ハ本會議デ承知致シテ居リマス、然ラバ國策會社ト其ノ内法上ノ關係、或ヘ商法上ノ關係ハ如何ナルコトニナルノデアリマスカ、一般ノ會社デモナシ、或ハ社團法人、財團法人ト云フヤウナモノトモ違ツテ居リマスノデ、其ノ點ニ付キマシテ何力法的根據ニ付テ御説明ガアレバ結構ダト思ヒマス

○石黒國務大臣 論團ト云フモノハ、最近ニ於テ現ハレマシタ一ツノ法人デゴザイマスガ、是ハ多分ニ公益ノ目的ヲ持ツテ居リマスル私法人ト云フ大體ノ解釋デ居リマス、所謂特別法人デアル、國策會社ト稱セラレテ居リマスモノハ、殆ド全部商法上ノ株式會社デ、隨テ目的ハ國策ニ順應シテ會社目的ト致シマスル所ヲ、成ベク公益的ニ運行致シマスルノデアリマスルガ、併シ其ノ形體ニ於キマシテ株式會社デアルノデアリマスルカラ、隨ヒマシテソレノ意思決定ノ機關トシテハ、ヤハリ株主總會ガアルト云フヤウナコトヲ變ヘル譯ニハ參ラナイ、然ルニ營團ノ方ハ意思決定ノ爲ニ總會ヲ持ツテ居ルト云フヤウナコトハゴザイマセヌノデ、意思ノ決定ハ理事ニ於テ之ヲヤルコトニ相成ルノデアリマセウ、ソレデ此ノ公正ヲ期スル爲ニ嚴重ナ官廳ノ監督モアリ、又諮問ノ機關ヲ設ケルト云フヤウナコトハ無論出メルト云フヤウナコトモナイノデアリマス、

國家が多分ノ出資ヲ致シ、一半ヲ民間ノ出資ニ求メル、併シ民間ノ出資ニ求メテモ餘り多數ノ出資者ヲ要求スルト云フ組織デナ、即チ多數ノ個人ガ株式ニ投資ヲスルト云フ考デ出資ヲスルト云フ觀念ガ甚ダ薄イノデアリマス、ソレ等ノ點ガ所謂國策會社ト違ツタ點ト考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ運用ヲ致シマスル理事等ニ對シマシテモ、政府ノ代行機關トシテヤラセルト云フ考デ、政府任命デヤツテ行クト云フコトニ依ツテ、農地開發ノ國家目的ヲ達成シテ參リタイト、斯ウ考ヘテ居ル次第アリマス、尙ホ法律上ノ性質其ノ他ニ付キマシテ、詳細ナコトノ御説明ヲ申上ゲル必要ガアリマスレバ、政府委員カラ申上ゲマス○三善委員 私ハ何モ名稱ニヨダハツテ申上ガルノデアリマセヌガ、初メテ新シキ名稱ヲ聽クノデアリマスルカラ、一應其ノ内容性質ヲモ承ラナケレバナラスト思ツテ申上ゲタ譯デアリマス、只今ノ御説明ニ依リマスト、第一出資者ガサウ多クノ者デナクシテ、一般ニ此ノ出資者ガ株式ニ投資スルト云フヤウナ觀念デナクテ、公共ノ爲ニ出スト云フヤウナ氣持デ出ス、而シテ其ノ出資者モ餘リ多數デナイヤウニースルト云フノガ一點ト、此ノ營團ノ意思決定ヲ爲ス場合ニハ所謂出資者ノ總意ニ依ラズシテ、指導者タル所謂理事ノ理念ニ依ツテ決定セラルベキモノダト云フヤウナ點ガ違ツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、サウシマスト此ノ開發營團ニ對シマシテハ、成ベク少數ト言ヒマスナラバ、政府若クハ公共團體デ此ノ營團ヲ組織スル、斯ウ云フ風ニ限ツタ方ガ宜イデハナイカト思ヒマスガ、出資者ヲ帝國臣民一般ニ求メルト云フコトニナリマ

スト、非常ニ數方多クナツテ、其ノ總意ヲモ聽カナケレバナラヌト云フヤウナ場合モ起ラナケレバナラヌト私ハ思ヒマス、此ノ點ハ如何ニ考ヘラレルヤ承リタシ
○石黒國務大臣 法案ハ最近ニ出來マシタ一、二ノ先例ノ令文ヲ以テ組織等ガ書イテゴザイマス、他ノ營團ニシテモ大體サウ云フ性質ハ持ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ農地開發營團ハ特ニ其ノ點少數ノ公共的ノ出資者ニ事實上致シテ參リタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、即チ三善サンノ只今ノ御指摘ノヤウナ趣旨ニ事實ヤツテ參ル計畫デ居ル、唯提出致シマシタ法案ニハ、帝國臣民ト云フコトノ制限ノ下ニ、比較的廣ク出資シ得ルヤウニ書イテアリマスケレドモ、事實ハ政府ノ出資ト、アト一二三ノ公共的出資者ニ依ツテ成立ヲサセタイ、又サセル計畫デ居リマス

○三善委員 大體大臣ノ今ノ御答辯ニ依ツテ分リマシタ、其ノ出資者が極ク少數ノ、所謂公共團體ニ限ルト云フコトニナリマスレバ、別ニ深ク考ヘル必要モナイカト思ヒマスノデ、此ノ點ハ是レ以上申上げマセヌ、此ノ法的根據ニ付キマシテハ、又他ノ機會ニ讓ル事ト致シマス、此ノ營團ハ五十万町歩ノ開墾ト、百七十三万町歩ノ土地改良ヲ目的トシテ居ラレマスガ、曩ニ大臣ノ御説明ニ依リマスト、米ハ昭和二十七年ニ千百万石ノ増産ニナリ、麥ハ昭和二十八年ニ千二百万石ノ増産ニナリマシテ、即チ本年度カラ十二箇年目ニ、米ハ八千二百万石ヲ確保スルコトガ出來ル、麥ハ二千五百万石ヲ現在ノ米ノ生産高ガ七千百万石デナクテハ

ナラヌト思ヒマス、而シテ麥ハ千三百万石ヲ標準トシテ居ラレルト思ヒマス、ソコデ先程他ノ委員カラモ御話ガアリマシダガ、七千五百万石ノ米ガ、果シテ今直チニ生産可能デアルカドウカト云フコトニ付キマシテハ——目標ハ勿論ゾヨニ置カケレバナラヌト思ヒマスケレドモ、今マデ二十年來一度モ七千万石ヲ越エタコトハナイ、僅カ七千万石程度ノ時ガ一回アツタカト思ヒマスガ、ソレ以外ハ七千万石以上生産ガアツタコトハナイト思ヒマス、其ノ一番生産ノ多い年以上ノ七千五百万石ヲ基準ニシテ此ノ計畫ヲ御進メニナルコトハ、將來ノ米ノ需給推算ニ於テ相當支障ヲ來シハシナイカ、此ノ點ニ付テ心配ヲ持ツノデアリマス、私ハ少クトモ基準ハ最近五箇年平均トカ、或ハ十箇年平均ヲ基準ニサルルコトガ最モ必要デハナカラウカト思ヒマス、私ガ斯様ニ申シマスノハ、米ハ天候ニ支配サレルコトガ一番多イノデアリマスカラ、如何ニ政府ガ努力サレテモ、又努力シテ戴カナケレバナラヌト思ヒマスケレドモ、天候ニ支配サレル農作物デアリマスカラ、安全性ヲ取ル上カラ申シマスレバ、五年乃至十年ノ平均ヲ取ツテ、ソレヲ基準ニシテ將來ノ需給推算ヲ立てテラレル必要ガアリハシナイカト思ヒマス、斯様ニ考ヘテ參リマスト、先づ米ハ六千五百万石程度ガ適當デハナカラウカト考ヘマスシ、麥ハ多ク見積ツタノデアリマスガ適當デハナカラウカト思ヒマス、是等ノ数字ハ實ハ非常ニ多ク見積ツタノカト考シテ、之ヲ十年平均トカ或ハ二十年平均ヲ取リマスト、モツト低イモノニナリマスケレドモ、政府ガ非常ニ最近努力シテ居ラレマスカラ、其ノ努力ノ效果ガ相當學ルモ

ノト假定致シマシテ、米ハ六千五百万石、麥ハ千万石位ヲ基準トシテ、之ニ今後或ハ土地ノ開墾及ビ改良ニ依ツテ増加スル米麥ノ數量ヲ加算スルコトガ、需給推算ノ上ニ於テ最モ必要デハナカラウカト考ヘマス、ソコデ私ノヤウニ計算致シテ參リマスト、ヤハリ十二年後ニ於キマシテハ、米ニ對シテ六百万石ノ違ヒガ起ツテ參リマス、麥ニ對シ三百万石ノ相違ガ起ツテ來マス、而シテ一面人口問題ヲ考ヘテ見マスト、人口ハ先ヅ十二年後ニ千万人ノ増加ト見テ宜シイ、スレバ、少クトモ之ニ要スル米ハ千百万石ヲ要シマス、ソレデ政府ガ折角土地開墾及び改良ニ依ツテ増産計畫ヲサレマシテモ、或ト思ヒマス、一千万人ノ人口ガ増加致シマス、而シテ結局今ノ狀態ト餘り大差ガナイヤウニナリハシナイカト云フコトニ、結論付ケラレルノデハナイカト思ヒマス、而モ又人口ノ増加ト共ニ、動物資源モ相當ニ増加致シテ參ルト思ヒマス、是ハ牛馬其ノ他ノ動物ニ付キマシテ、政府ノ方デモ增産計畫ヲ立テテ居ラレマスノデ、數十万頭ノ大動物ガ増加致シテ參ルト思ヒマス、是等ノ飼料ト云フコトヲ考ヘマシテモ、ヤハリ飼料ハ田畠カラ生産スル以外ニ方法ハナイノデアリマスカラ、人口ノ増加ト動物ノ増加、其ノ食糧及ビ飼料ト云フコトカラ睨合ハセマシテ、果シテ此ノ政府ノ開墾及ビ改良ニ依ツテ將來ノ需給が滑カニ行クノデアリマセウカ、斯ムハ此ノ點ニ非常ナ疑惑ヲ持ツノデアリマス、ソコデ私ガ申シマス所ノ、外米依存ハ成ベク早ク脫却シナケレババイカヌ、所謂内地ニ於テ自給自足ノ途ヲ講ゼナケレバナラヌト云フコトモ、何時マデモ實現が出來ヌノデハナカラウカ、斯様ニ考ヘラレルノ

デアリマス、隨テ外地ニ於キマシテモ增産計畫ヲ樹テナケレバナラスト思ヒマスガ、此ノ外地ニ於テハ別段大規模ノ增産計畫ハナイシ、殊ニ外地ノ米食ノ増加ト云フモノハ近時著シキモノガアリマス、朝鮮ノ如キ、或ト思ヒマス、更ニ又外地ノ人口モ相當増加シ、其ノ米食ノ一人當リノ消費量ノ増加ト云フモノハ非常ニ多イノデアリマシテ、此ノ一度生活ガ向上致シタノヲ、元ノ通りニ減ズルコトハ容易デナイト思ヒマス、過去ノ戰爭ノ後ヲ見マシテモ、或ハ明治二十七八年戰役、或ハ日露戰爭歐洲戰爭ノ時分ニ、一時非常ニ米ノ消費ガ多クナリマシテ、其ノ後ハヤハリ此ノ増加シタノガ基準トナツテ増加率ヲ示シテ居ルヤウデアリマスカラ、今回ノ米ノ増加ヲ戰前ノ元ニ引戻シ、消費量ヲ少クシヨウト云フコトハ、容易ナコトデハナイト思ヒマス、ソコデヤハリ米食ト云フモノハ相當增加スルモノト考ヘナケレバナラヌ、殊ニ外地ノ米ノ消費量ハ、ヤハリ増加ノ一途ヲ辿ルト考ヘナケレバナリマセヌ、内地ガ外地ノ移入ニ依ツテヤツト需用ヲ充シテ居ルヤウナ情勢ニ於キマシテハ、外地ノ米食ガ増加致シマスルト、多クノ移入ヲ望ムコトモ困難デハナイカト思ヒマス、ソコデ外地ノ人口ノ増加ト共ニ、外地ニ於キマシテモ積極的ナル土地ノ開墾ニ付テ先づ申上ダマス、先程大臣カラ御説明ガアリマシタヤウニ、此ノ十箇年ノ食糧増産計畫ハ現在ノ數量ヲ基準ニシテ、ソレニ對シテ米ヲ千百万石、麥ハ千二百万石ノ増産ヲヤル、斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、其ノ米ノ基準ハ少シク高過ギルノデハナイカト云フ御尋ネガアリ、之ニ關聯シテ最後ノ增産目標ト云フモノハ、米ニ於テ相當減ズル必要ガアルノデハナイカト云フ御話ガアツタノデアリマスガ、現在ノ基準字デアルト云フヤウナ論ニ付テ、只今別ノ方カラ御質問ガアリ、大臣カラ御答ヘガラバ、相當ノ面積ガアリ、又干拓事業ニハ、朝鮮ノ如キハ最モ適當致シテ居リマスノデ、テ米ノ需給關係ヲ推算スルコトガ出來マス、

計畫ヲ樹テナケレバナラスト思ヒマスガ、此ノ計畫ニ付テ承知致シタノトコト、若シテ此ノ席デ御答ヘガ出來マスナラバ、其ノ點ヲ御聽キ致シタノト思ヒマス、又大臣ヨリ、先程私ガ申上ダマシタ基礎數字、所謂現在ノ基準ヲ六千五百万石、或ハ麥ハ千万石、斯ウ云フ風ニ見ルコトガ誤リデアリマセウカ、政府ノ數字ヲ基準トシテ將來ノ米ノ需給計畫ヲ立テルコトハ、如何ニモ危険ガ多イヤウニ考ヘマスノデ、此ノ點ヲ一應伺ツテ置キタイト思ヒマス

○岸政府委員 三善委員カラノ御尋ネノ、内外地ヲ通ズル問題ニ付テハ、大臣ガ御話シ下サルト思ヒマス、私ハ今度ノ增産計畫ニ付テ先づ申上ダマス、先程大臣カラ御説明ガアリマシタヤウニ、此ノ十箇年ノ食糧増産計畫ハ現在ノ數量ヲ基準ニシテ、ソレニ對シテ米ヲ千百万石、麥ハ千二百万石ノ増産ヲヤル、斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、其ノ米ノ基準ハ少シク高過ギルノデハナイカト云フ御尋ネガアリ、之ニ關聯シテ最後ノ增産目標ト云フモノハ、米ニ於テ相當減ズル必要ガアルノデハナイカト云フ御話ガアツタノデアリマスガ、現在ノ基準字デアルト云フヤウナ論ニ付テ、只今別ノ方カラ御質問ガアリ、大臣カラ御答ヘガラバ、相當ノ面積ガアリ、又干拓事業ニハ、朝鮮ノ如キハ最モ適當致シテ居リマスノデ、テ米ノ需給關係ヲ推算スルコトガ出來マス、

斯様ナ見地ニ於テ人口問題ト融合ハセテ其ノ需給計畫ガ分ツテ居リマスナラバ、此ノ際御聽キ致シタノト思ヒマス、需給計畫ハ

デ若シ御答ヘガ出來ナイト云フコトデアリマスナラバ、或ハ適當ナ機會ニ祕密會デモシテ、開墾及ビ土地改良ニ伴フ今後ノ需給

計畫ニ付テ承知致シタノト思ヒマス、若シテ此ノ席デ御答ヘガ出來マスナラバ、其ノ點ヲ御聽キ致シタノト思ヒマス、又大臣ヨリ、

先程私ガ申上ダマシタ基礎數字、所謂現在ノ基準ヲ置イテモ將來ノ增産ノ施設ト相俟ツテ、十年後ニ於ケル增産目標ヲ八千二百

万石ニ置イテモ宜イノデハナイカト信ジテ居リマス、ソレカラ此處ニ掲ゲテアル麥ハ

ノ基準ヲ置イテモ將來ノ增産ノ施設ト相俟ツテ、十年後ニ於ケル增産目標ヲ八千二百

万石ニ置イテモ宜イノデハナイカト信ジテ居リマス、ソレカラ此處ニ掲ゲテアル麥ハ

ノ基準ヲ置イテモ將來ノ增産ノ施設ト相俟ツテ、十年後ニ於ケル増産目標ヲ八千二百

万石ニ置イテモ宜イノデハナイカト信ジテ居リマス、ソレカラ此處ニ掲ゲテアル麥ハ

キマシテハ適當ナ機會ニ正確ナル數字ヲ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス、長期ニ亘ル開

二銜贊成龜キタイト願フノテアリマス
○三善委員 私モ只今大臣ノ御述ベニナリ

考へナケレバナラヌ問題ダト思ヒマス、現ニ
外米ヲ毎年多額ノ國帑ヲ出シテ輸入致シテ
居ルヤウナ狀態デアリマスガ一朝事有ル場
合ニハ、外米輸入へ容易デナイト考へマスノ
デ、一日モ早ク外米依存ヲ脱却スル爲ニ應急
的ノ施設ニ對シテ更ニ要望スルモノデアリマ
ス、ソコデ先程御説明ノ現在ノ基準ヲ七千百
万石ニ置クト言ハレマシタガ、目標ヘ私ヘ七
千百万石ドコロデハナイ、モツトソレ以上
ニ置イテモ宜シトイ思フ、國民ニモツト増産セ
ナケレバナラヌ、政府ハ七千五百万石目標
ニ増産ヲスルト言ツテ、一般ヲ刺戟シ、指導
スルコトモ宜シトイ思ヒマス、併シナガラ
實績ハ如何トモスルコトガ出來ヌノデ、需
給推算ヲ爲ス上ニ於キマシテハ、基準ハ從
來ノ實績ニ御據リニナラナケレバナラヌト
思ヒマス、即チ實績ヲ見テ御計算下サルコ
トガ誤リナイ方法ダト思ヒマス、併シ七千
百万石ヲ基準トシテモ間違ヒナイト言ハレ
ルナラバ、七千百万石ヲ獲ルダケノ施設ヲ
シテ戴カナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ
更ニ後刻申上ゲタイト思ヒマスガ、其ノ點
ハ充分御考慮ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス、
尙ホ飼料ト人口問題デアリマスガ、動物ノ
増加ニ對シテ飼料モ考ヘテ居ルト言ハレマ
スケレドモ、限ラレタル土地ニ飼料トシテ
別ニソレダケ増産ヲスルナラバ、米麥ノ增
産ガソレダケ少クナツテ參リマス、又米麥
ノ中例ヘバ麥ヲ飼料ニスルコトニナリマス
レバ、食糧ガ不足ヲ來スコトニナリマス、
ヤハリ飼料ト食糧ト云フモノハ同様ニ考ヘ
テ行カナケレバナラヌト思ヒマスカラ、別
個ニ御考ヘニナルト云フナラ、別個ニ又開

ト思ヒマス、人口ノ問題ハ、前申シマシタ
ヤウニ十二年後ニ千万人ノ人口ガ増加スル
ト云フコトニナリマスト、此ノ食糧計畫ヲ
以テハ自給ハ出來ナイヂヤナイカト云フ結
論ニナルト思ヒマスカラ、此ノ點ハモウ一
應御研究ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス

○村上委員長 本日ハ午後開會スル積リデ
アリマシタガ、速記其ノ他ノ都合デドウニ
モイケナイヤウデアリマスカラ、已ムヲ得
ズ午後ハ開カヌコトニ致シマス、明日午前
十時カラ開會スルコトニシテ、本日ハ是ニ
テ散會致シマス

午後零時一分散會

昭和十六年三月十八日印刷

昭和十六年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局